

令和5年第4回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月11日（火）午後2時から午後2時27分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（12人）

	2番	笹山勝彦
	3番	荒道秀雄
	4番	鹿原仁
	5番	堰合とし
	7番	浜谷秀雄
	8番	長根義則
	9番	久保雅庸
	10番	中城司
	11番	郷州公典
	12番	土橋剛
会長職務代理者	13番	横道文男
会長	14番	百目木憲一

4. 欠席委員（2人）

	1番	坂政和
	6番	阿部範彦

5. 出席農地利用最適化推進委員（8人）

石鉢地区	森正浩
鳥屋部地区	堰合繁
金山沢地区	向井成男
田代地区	水合達徳
赤保内地区	桑原英世
大蛇地区	上山清治
道仏地区	糸坪岩雄
小舟渡地区	平戸三雄

6. 欠席推進委員（1人）

登切地区	清水頭保孝
------	-------

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第 9号 階上町農業委員会事務局職員の任免について
- 第4 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第5 議案第11号 非農地証明申請について
- 第6 議案第12号 階上町農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定を廃止する告示の制定について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長)	西 山 圭 一
総括主幹 (事務局次長)	森 淳
主 事	西 琢 郎

9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第4回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。直れ。 農業委員会憲章を唱和します。</p>
全 員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。</p> <p>はじめに百目木会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。特に今年は、春が早い。花がコブシから桜、枝垂れ桜まで咲き、散り始めた。春が早すぎて、中々体がついていけない状態ですが、今年も農作業が始まり、委員の皆様にはそれについて色々なご指導ご鞭撻をお願いしないとならない時期になってまいりました。先ほど、局長からお話があったとおり農業委員会の方に2人の配属がありました。本来であれば今日あたり歓迎会とかやるのでございますが、今年は改選期でございますので、それらに合わせて一緒にやりたいと考えております。その際は皆様、参加の程よろしくをお願いします。今日は、案件もたくさんございます。皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、百目木会長よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第4回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、3番 荒道委員、5番 堰合委員を指名します。</p>

	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。 日程第3、議案第9号「階上町農業委員会事務局職員の任免について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第9号</u>について朗読いたします。 <u>1ページ目</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第9号の詳細について説明いたします。</p> <p>今回の異動により中村亮太主事、松橋藍主事が事務局職員を兼務することとなりました。なお引き続き、西山産業振興課長が事務局長を、森総括主幹が事務局次長を、事務局職員として十文字主査と西主事が兼務することとなります。農業委員会としての機能に変わりはなく、皆さまにはこれまでどおりの活動をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第9号「階上町農業委員会事務局職員の任免について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第9号「階上町農業委員会事務局職員の任</p>

	<p>免について」の件は原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第 4、議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 10 号について朗読いたします。</p> <p><u>2 ページ目</u>をご覧ください。【議案朗読】</p>
	<p>議案第 10 号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号 4 については、譲受人が河川切替えの工事に伴い、資材置場等が必要となったことから、申請地を設定し、一時転用しようとするものです。</p> <p>町農業委員会では、県より権限移譲を受けていることから、3,000 m²未満については独自で決定する権限がありますが、申請面積が合計で 13,487 m²となり、県常設審議委員会の意見を徴し「異存なし」の場合に限り許可することが出来るものです。</p> <p>立地基準については、農地位置が都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域内ですが、一時転用の為申請の必要はございません。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力について、資金計画は、自己資金です。工事着工及び工事完了期間は、許可日から令和 8 年 3 月 31 日まで、転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地は全て該当がありません。土地改良区からの意見書は、一時転用のため不要で、近隣の農地への影響については申請地を含むその周辺一帯の農地は山林に囲まれており孤立した農地となっていますので、農用地の集団化や他農用地の農作業効率を阻害しないと思われ、影響なしと判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の向井推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4 月 4 日午後 2 時より、百目木会長、森次長、西事務局員、堰合農業委員、私、譲受人 2 名の 7 名で現地確認を行いました。詳細については事務局の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第 5、議案第 11 号「非農地証明申請について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、<u>議案第 11 号</u>について朗読いたします。 <u>6 ページ目</u>をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第 11 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、農地所有者から農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案するものです。</p> <p>番号 3 について申請地は金山沢字清水頭及び柳地内の田 2 筆の申請となります。どちらの農地も農業振興地域内の農地です。いずれも令和 5 年 3 月 22 日に、所有者から申請があり、20 年以上前から管理もできず、山林化し、今後担い手もないことから、農地に復元することが困難である土地である旨の申請がありました。</p> <p>平成 22 年の航空写真でも当時から山林化している点等、確認しております。令和 5 年 4 月 4 日に現地確認を行いました。申請のとおり樹齢 20 年～30 年程の木が樹生し山林化していることを確認しました。以上のことから農地法の運用についての第 4 の (4) の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の向井推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4月4日午後2時30分より、百目木会長、森次長、西事務局員、堰合農業委員、私の5名で現地確認を行いました。詳細については事務局の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第11号「非農地証明申請について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第11号「非農地証明申請について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第6、議案第12号「階上町農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定を廃止する告示の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第12号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>8ページ目</u>をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第12号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は「階上町個人情報保護条例（平成15年階上町条例第2号）」の廃止に伴い、委員会が取り扱う個人情報保護に関する規定についても廃止するものです。令和5年4月1日からは「階上町個人情報の保護に関する法律施行条例」により対処することとなります。新しい条例には実施機関として農業委員会も位置づけられておりますので、新たに委員会の例規を制定しなくてもよいこととなります。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第 12 号「階上町農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定を廃止する告示の制定について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 12 号「階上町農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規定を廃止する告示の制定について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和 5 年第 4 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。 (閉会時刻 午後 2 時 27 分)</p> <p>修礼を行いますのでご起立ください。 礼。 直れ。</p> <p>令和 5 年 4 月 11 日</p> <p>議事録署名者 議 長 _____ 百目木 憲一 _____</p> <p>3 番 _____ 荒道 秀雄 _____</p> <p>5 番 _____ 堰合 とし _____</p>
-----	--